旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 23 年 10 月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①帝三観光社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－429号　④三浦菊次郎　八尾市西山本町７丁目４番21号　⑤本社営業所　八尾市西山本町7丁目４番21号　⑥昭和42年２月１日　⑦平成23年８月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社明星コーポレーション　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2283号　④株式会社明星コーポレーション　大阪市淀川区西中島三丁目８番15号新大阪松島ビル４Ｆ404号室　破産管財人　有田沙織　⑤本社営業所　大阪市淀川区西中島三丁目８番15号新大阪松島ビル４Ｆ404号室　⑥平成16年９月28日　⑦平成23年５月２日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社向観光　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－635号　④有限会社向観光　我孫子市都部74番地の１　代表取締役　向好一　⑤本社営業所　我孫子市都部74番地の１　⑥平成11年９月27日　⑦平成23年７月７日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①日昇旅行松本有限会社　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－412号　④日昇旅行松本有限会社　松本市庄内三丁目６番42号　代表取締役　小松幸男　⑤本社営業所　松本市庄内三丁目６番42号　⑥平成11年８月５日　⑦平成23年８月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ｂ　①株式会社Ａ－Ｚトラベルサービス　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2390号　④株式会社Ａ－Ｚトラベルサービス　大阪市鶴見区浜二丁目３番44号　代表取締役　辻智　⑤本社営業所　大阪市鶴見区浜二丁目３番44号　⑥平成18年10月10日　⑦平成23年９月12日　大阪府知事登録旅行業第３－2390号　⑧160万円　⑨1100万円

Ｂ　①有限会社友愛会　②第２種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第２－163号　④有限会社友愛会　柏崎市豊町１番13号　代表取締役　青木利道　⑤本社営業所　柏崎市豊町１番13号　⑥昭和58年７月14日　⑦平成23年９月９日　新潟県知事登録旅行業第３－163号　⑧160万円　⑨1100万円

以上６件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①株式会社ＤＮＰファシリティサービス　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1620号　④株式会社ＤＮＰファシリティサービス　東京都新宿区市谷鷹匠町２番地　代表取締役　嘉屋憲一　⑤大日本トラベル　東京都新宿区市谷左内町31番地　⑥平成13年10月９日　⑦平成23年９月21日　⑧1400万円　⑨7000万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 23 年 10 月 11 日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平23全保2474	株式会社エス・ジー・ヒカリ鉱産	青森県知事(4)2580	代表取締役 高杉勝彦	青森県五所川原市大字福山字広富49－１	1000万円
平23全保2475	北斗商事	岩手県知事(8)1194	及川四郎	岩手県北上市立花５－98	〃
平23全保2476	佐藤工務店	秋田県知事(9)790	佐藤俊美	秋田県大館市水門町４－43	〃
平23全保2477	株式会社不動産情報センター	秋田県知事(3)1697	代表取締役 黒沢修	秋田県鹿角市十和田毛馬内字上陣場34－３ララけまない１－Ａ	〃
平23全保2478	有限会社工藤技建	秋田県知事(3)1776	代表取締役 工藤梅雄	秋田県大館市川口字横岩岱57－３	〃
平23全保2479	有限会社アサイライフサポート	新潟県知事(2)4616	代表取締役 浅井正信	新潟県新潟市西区青山４－１－51	〃
平23全保2480	株式会社マルト渡部工務店	新潟県知事(1)4896	代表取締役 渡部幸之助	新潟県新潟市中央区近江３－27－２	〃
平23全保2481	イズミホーム株式会社	奈良県知事(4)3078	代表取締役 吉門昭一	奈良県奈良市学園緑ケ丘１－８－19	〃
平23全保2482	河西不動産商事	和歌山県知事(12)538	川端信雄	和歌山県和歌山市和歌浦南三丁目３－４	〃
平23全保2483	株式会社コトブキ開発	鳥取県知事(6)854	代表取締役 小谷寿昭	鳥取県鳥取市瓦町180	〃
平23全保2484	協和住宅	香川県知事(10)1830	畠山晋	香川県高松市藤塚町２－12－２	〃